

## 第 3 章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第1期の「佐賀市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的建造物が残る長崎街道沿いの柳町周辺において、明治期の旧森永家住宅、大正期の旧久富家住宅の取得・保存修理を実施し、外観は歴史的な趣を残しながら、内部はカフェや工房、写真スタジオなど民間事業者による活用に取り組んだほか、佐賀市歴史民俗館(5館)等の歴史的建造物の保存修理を行ったことにより、観光客だけでなく市民の心地よい立ち寄り場となった。

また、史跡「大隈重信旧宅」や重要文化財「与賀神社楼門」等の保存修理、佐賀城下を通る長崎街道の整備、歴史資産等を紹介する案内板の整備などの事業、さらには、計画期間中に開催された「肥前さが幕末維新博覧会」により、歴史資産等に関する市民意識が向上するとともに、県外や外国からの来訪者が整備された柳町周辺等に訪れるなど、第1期計画の効果を得ることができた。

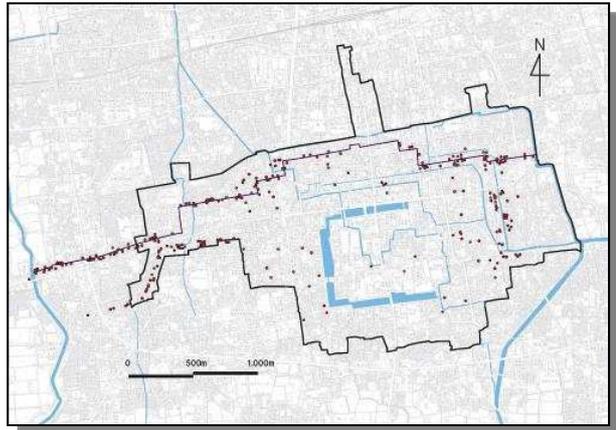
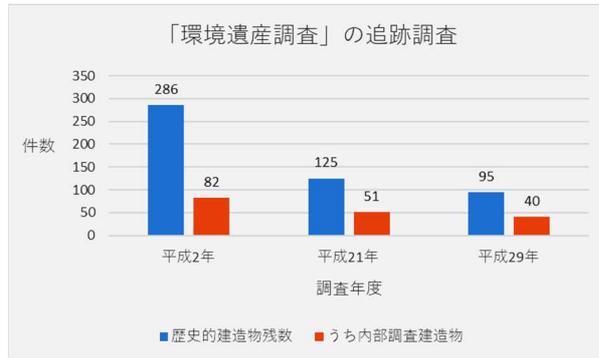
一方で、第1期計画期間内では実施できなかった一部の歴史的建造物の保存修理や国の登録有形文化財である徴古館の周辺整備、第1期計画策定後に世界文化遺産の構成資産として登録された三重津海軍所跡の周辺環境整備などに取り組むとともに、幕末佐賀藩の近代化産業遺産である築地反射炉跡、精煉方跡や多布施反射炉跡の調査・保全・活用などを図り、引き続き本市の歴史資産を活用したまちづくりを推進していく必要がある。

#### (1) 歴史的建造物の保存・活用及びその周辺環境に関する課題

佐賀市歴史民俗館として活用している市重要文化財の5棟をはじめとする歴史的建造物が多く立地している柳町周辺以外にも、市内には武家屋敷、町家、寺社などの歴史的建造物が点在しているが、経年劣化等に伴う保存修理が必要なものが数多く見受けられる。こうした歴史的建造物に居住していない世代に所有権が引き継がれると、建造物が使用されることなく除却されたり、十分な維持管理が行われず老朽化や損傷が著しくなったりしている。また、維持管理や修理が行われていても、建造物が本来有してきた歴史的な趣を損ねた改修がなされているものも多く見られ、まちなみの統一感が失われつつある。

本市では、歴史的建造物などを「環境遺産」として位置付け、主に長崎街道沿いの建造物について、昭和63年度(1988)から平成5年度(1993)にかけて調査を行い、家屋内部調査82棟を含む286棟の歴史的建造物の存在を把握した。その後、平成21年度(2009)の追跡調査では既に56%(161棟)の歴史的建造物を取り壊されていた。平成29年度(2017)の調査では、さらに30件の歴史的建造物が解体されており、現存する建物は95件となっている。

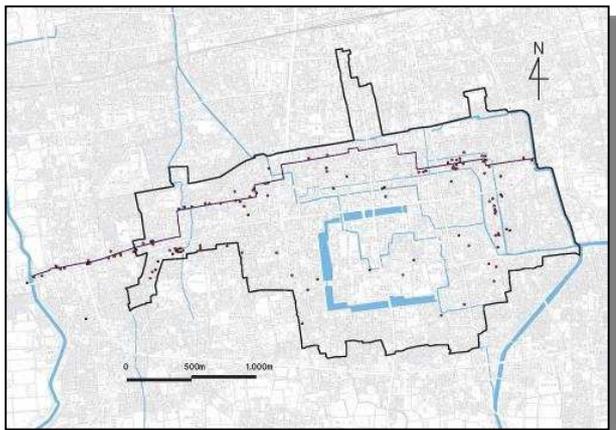
## 「環境遺産調査」の追跡調査



平成2年度



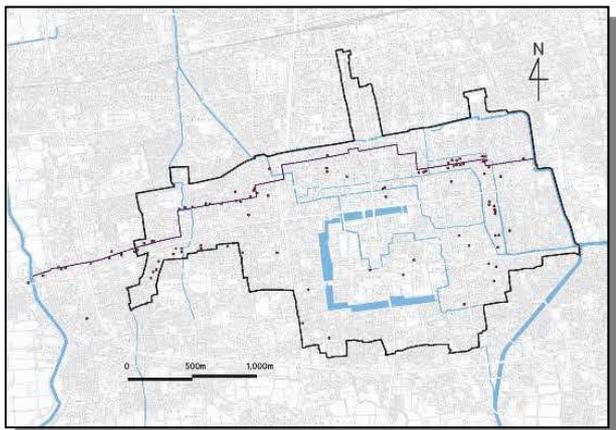
売りに出されている歴史的建造物



平成21年度



歴史的建造物隣接地  
駐車場化の状況



平成29年度

また、国の登録有形文化財である徴古館は、佐賀藩主鍋島家伝来の歴史資料や工芸品を収蔵・展示する登録博物館であり、本市の歴史を語るうえで重要な役割を果たす施設であるが、周囲に店舗等の建物が点在し、市民や観光客にとってわかりやすく訪れやすい環境となっていないのが現状である。

## (2) 歴史資産等の周遊環境に関する課題

佐賀城下には、国をはじめ県・市の指定文化財、史跡、天然記念物や登録文化財、また文化財に未指定であるが歴史的な価値を有する建造物が点在している。

また、本市の文化や歴史資産を伝える施設として、佐賀城公園内にある県立博物館・美術館、佐賀藩の幕末・維新期を紹介する県立佐賀城本丸歴史館、松原公園内にある鍋島家伝来の国宝を含む歴史資料を所蔵・展示している徴古館、史跡である大隈重信旧宅の隣地に建ち大隈重信を紹介する大隈重信記念館、三重津海軍所跡に近接する佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館などがある。

しかしながら、こうした歴史的な建造物や施設等を、市民や来訪者がわかりやすく快適に周遊するための環境が十分に整備されておらず、休息の場となる緑地や木陰も少ないのが現状である。



長崎街道と柳町のまちなみ

## (3) 地域固有の歴史文化の継承と市民の歴史文化への理解に関する課題

高齢化や人口減少に伴い地域に伝わる祭礼などに関わる人が減少し、100年以上の歴史を有していた精霊流しが高齢化と人手不足で中止となったり、お宮や祠、石塔などの維持が困難になったりするなど、地域固有の歴史文化が失われるおそれが現実のものとなってきている。

また、貴重な有形の歴史資産とともに、本市の歴史的風致に厚みと奥行きを感じさせる重要な要素である伝統技術等の伝統文化は、後継者不足の問題に直面している。

無形の文化財の祭事日程に関する広報、埋蔵文化財発掘調査の現地報告会や考古展の開催など、文化財に対する市民啓発活動を実施しているが、市民の文化財に対する意識は、まだ高いとはいえない状態である。

海外の脅威に備えた佐賀藩の近代化産業遺産(築地反射炉跡、精煉方跡、多布施反射炉跡、三重津海軍所跡)は、幕末・維新期において日本の近代化・工業化の先駆けとして重要な役割を担った遺産群である。三重津海軍所跡の「明治日本の産業革命遺産」構成資産としての世界遺産登録や、明治維新から150年目の節目の年に開催



中止となった精霊流し



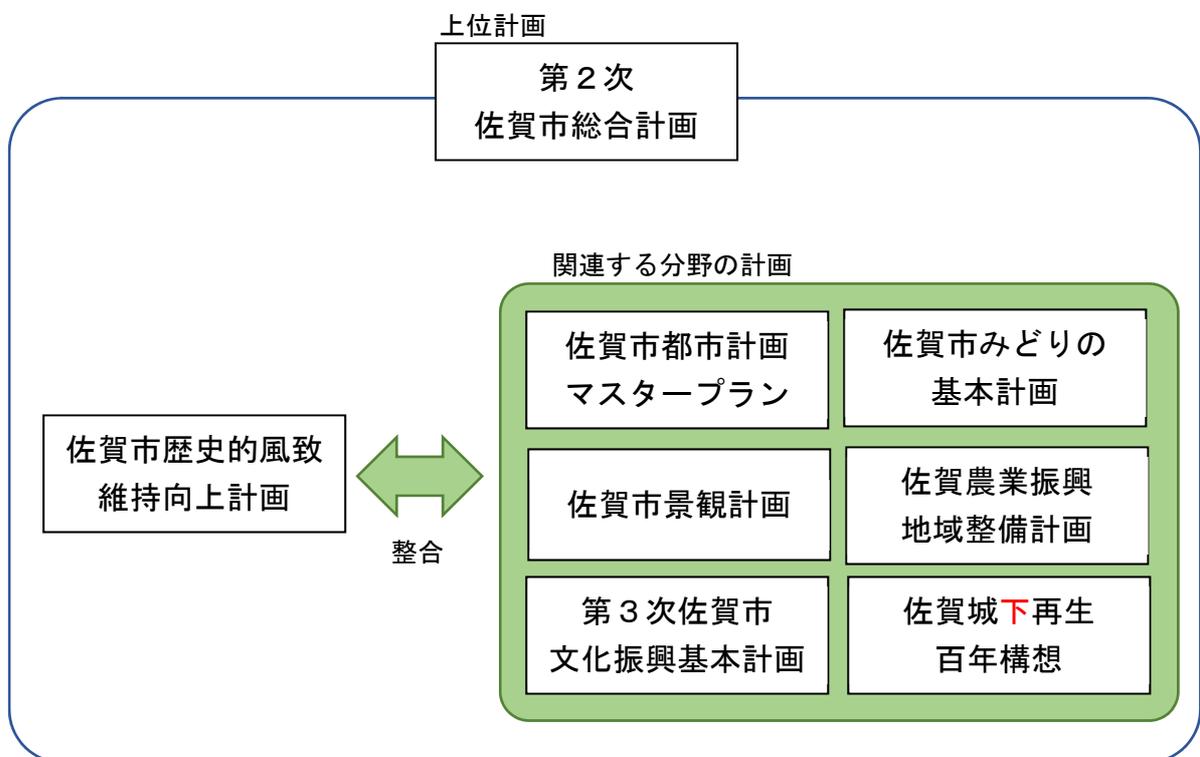
精煉方跡(現況)

された「肥前さが幕末維新博覧会」によって、幕末佐賀藩における先進的な取組が市民や来訪者に浸透しつつある。

こうした歴史文化に対する意識の高まりを一過性のものとしないうちにも、各近代化産業遺産の調査を進め、着実な保全と啓発を継続し、次世代に継承していくための取組を推進していく必要がある。

## 2 上位・関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け

本計画は、上位計画である第2次佐賀市総合計画をはじめ、都市計画等関連施策との連携が重要であることから、これらの関連分野の諸計画とも整合した計画とする。



## (1) 第2次佐賀市総合計画

【平成27年(2015)～令和6年(2024) 令和2年(2020)3月中間見直し】

平成17年(2005)に1市3町1村による新設合併により新佐賀市が誕生し、その2年後の平成19年(2007)に南部3町を合併して、現在の佐賀市となった。

このため、新市のまちづくりの指針となる第1次総合計画を平成19年(2007)3月に策定、2度目の合併後の平成21年(2009)2月に合併改訂版を策定した。その後、第2次総合計画を平成27年(2015)3月に策定、令和2年(2020)3月に社会・経済情勢の変化に対応し、まちづくりを一步進めたものにすべく中間見直しを行った。

この第2次総合計画では「豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまちさが」を目指すべき将来像とし、基本政策の一つとして「ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化を育むまち」を掲げ、その施策のひとつである「未来につなげる文化の振興」では、市内に残る歴史資産や伝統芸能を保存・継承するだけでなく、積極的に活用することで、本市の歴史や文化に関心を持つ人を増やす取組を行っていく。また、誰もが身近で気軽に文化芸術に触れる機会を提供するとともに、活動できる環境の整備に努めるとしている。

### ■未来につなげる文化の振興

- ① 歴史遺産等の保存・継承と整備・活用
- ② 市民文化活動の創造
- ③ 文化施設の運営・整備

総合計画は、めざすべき10年後の将来像及び佐賀市に暮らす人々の望ましい生活の実現に向けた基本的な政策を体系的に示した「市政運営の指針」とも言えるものであり、本市の行政運営における最上位計画と位置付けられている。

さらに、この総合計画は「佐賀市まちづくり自治基本条例」に策定が位置付けられており、市民参加や協働などのまちづくりのルール等を示すこの条例と事業展開の基本方向を示す「総合計画」は、相互補完の関係にある。



「佐賀市まちづくり自治基本条例」と「総合計画」との関係図

## (2) 佐賀市都市計画マスタープラン

### 【平成22年(2010)3月改訂 目標年次 概ね20年後】

平成17年(2005)の新設合併に伴い、平成19年(2007)3月に新市の佐賀市都市計画マスタープランを作成した。その後、平成19年(2007)の南部3町の合併に伴い、南部3町の土地利用方針を定め、南部3町の都市計画区域の設定を行うために、平成22年(2010)3月に佐賀市都市計画マスタープランの改訂を行った。

都市計画マスタープランにおけるテーマを「安心と快適性を後世へと受け継ぐまちさが」とし、6つの主な都市計画決定の方針を定めた。その一つに「美しい景観形成の方針」を掲げ、また5つの視点のなかのひとつである「歴史と文化が香る風格ある拠点景観づくり」では、「佐賀城周辺の城下町としての面影、昔ながらの町割を残す長崎街道を始めとする各地に点在する歴史・文化資源を活かしながら、風格と魅力あるまちなみを形成していきます。」としている。

#### ■「美しい景観形成の方針」の5つの視点

- ① 山から海までつながる広がりのある景観づくり
- ② 暮らしを豊かにする身近な景観づくり
- ③ 歴史と文化が香る風格ある拠点景観づくり
- ④ 賑わいと活力あふれるまちなか景観づくり
- ⑤ まちをつなぎ、人を迎える道の景観づくり

**【基本理念】**

佐賀市が有する自然や歴史などの地域資源を磨きながら、都市生活に必要なサービスが受けられるとともに、自然とのふれあいも身近に感じられるような生活の豊かさを実感できるまちを、自らの手で築き上げていきます。



そのようなまちの様子や市民の姿にひかれて移り住む人が増え、さらには、まちの歴史や自然に魅了されてまちを訪れる人も増えてきます。

まちににぎわいと様々な人々との交流が生まれ、そうしたにぎわいや交流の中から、あらたな都市文化が生み出され、豊かさが実感できるようになります。

そういった人々の“暮らし”を重視しつつ、安心と快適性を兼ね備えた住環境から“ゆとり”が感じられるような住み良いまちづくりを目指します。



上記に示すまちづくりの基本理念を踏まえ、まちづくりのテーマを次のように設定します。

先代から我々にそして後世へと受け継がれる  
安心と快適性を兼ね備えたゆとりが感じられる住み良いまち

**【まちづくりテーマ】**

**「安心と快適性を後世へと受け継ぐまち さが」**

「佐賀市都市計画マスタープラン」の基本理念

### (3) 佐賀市景観計画【平成24年(2012)4月改訂】

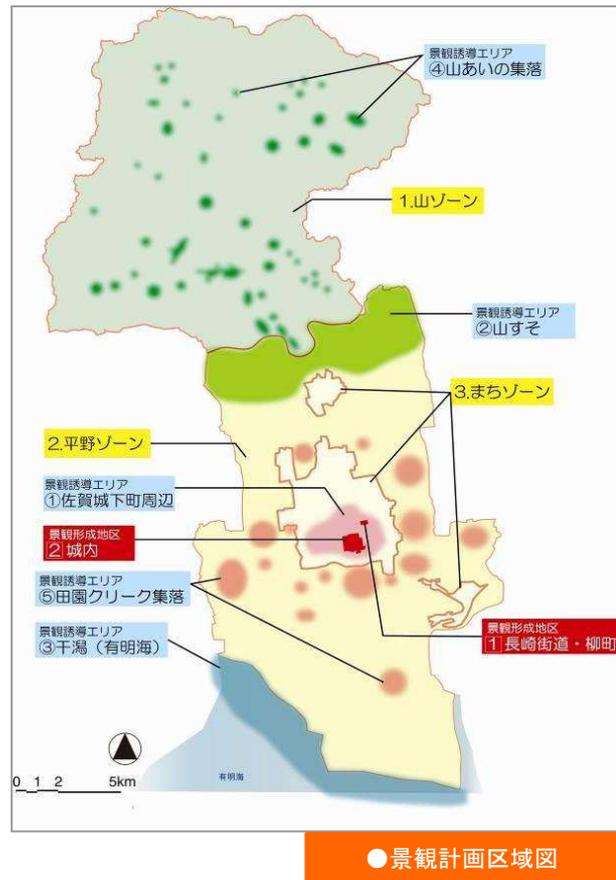
本市では、平成2年度(1990)に佐賀市都市景観基本計画を策定、平成4年度(1992)に佐賀市都市景観条例(自主条例)を制定し、良好な景観の形成に向けた取組を本格化させた。

しかし、自主条例による取組には限界があり、良好な景観に悪影響を及ぼす新たな課題等が生じてきたことから、平成17年度(2005)に景観行政団体となり、平成18年度(2006)には景観法に基づく「佐賀市景観計画」を策定し、良好な景観を実現するためのルールを定め、魅力的な景観への誘導を図ってきた。

その後、平成17年(2005)と平成19年(2007)の2度の市町村合併により山から海までつながる市域に拡大し、新たな景観特性や景観資源を有することになったことから、平成23年度(2011)に佐賀市景観条例(法委任)を制定し、佐賀市景観計画の改訂を行った(平成24年(2012)4月施行)。

景観計画では、本計画における重点区域を含む本市全域を「景観計画区域」とし、景観特性により大きく3つのゾーン(山、平野、まち)に分類し、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるエリア(一定の範囲のある区域)を「景観誘導エリア」と位置付けている。

「景観誘導エリア」においては、景観法に基づく景観に関するルールについて住民との協議が整った地区を「景観形成地区」として指定することができ、現在は、「長崎街道・柳町景観形成地区」と「城内景観形成地区」の2つの地区を指定している。



#### ■ 景観形成の基本理念

「山、平野、まち、海、空からなる多様な景観とその歴史を大切にし、魅力ある地域の形成を図る」

#### ■ 景観形成の基本方針

- ① 自然景観を守る
- ② 自然と人の暮らしが織りなす景観を守る
- ③ 歴史を活かした景観形成を推進する
- ④ 市民による景観形成活動、まちづくりの活動を支援する

#### (4) 佐賀市みどりの基本計画

【平成18年(2006)～令和8年(2026) 平成19年(2007)3月策定、平成29年(2017)3月改訂】

みどりと水が調和した佐賀の原風景を、市民・事業者・行政が協働して子供たちの世代につなげていくため、「みどりと水・温泉のよかところ佐賀 みんなで未来に森呼吸」をテーマに「佐賀市みどりの基本計画」を平成19年(2007)3月に策定した。

その後、計画の中間目標年度である平成28年度(2016)に、計画の進捗状況や社会状況などを勘案し、より一層の緑地の保全及び緑化の推進を図るため改訂を行った。

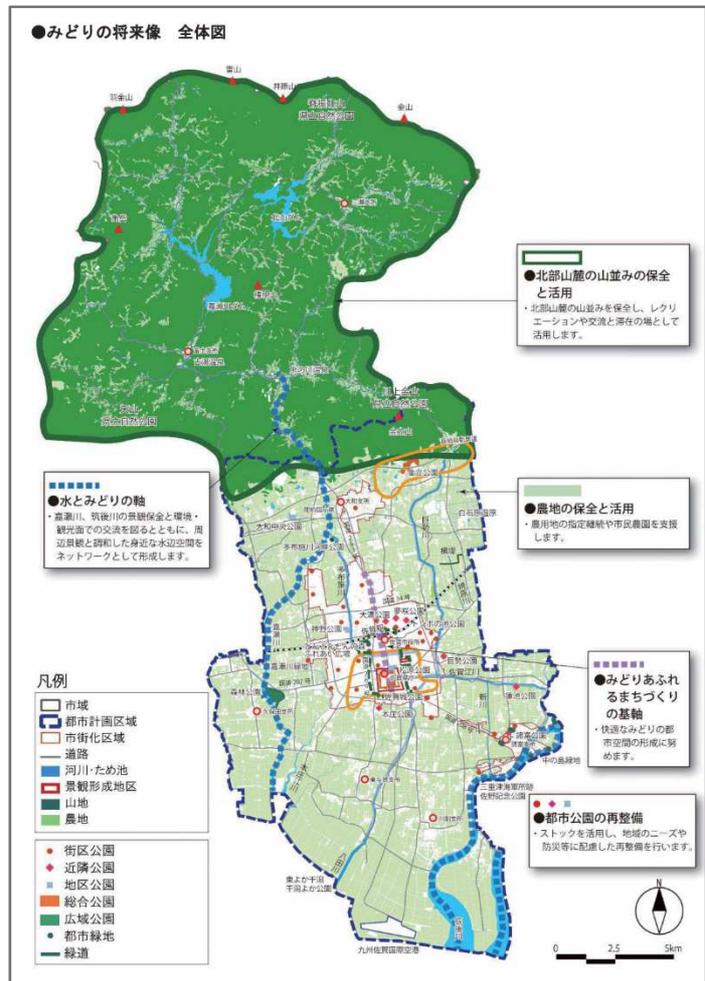
佐賀市らしさを感じるみどりへの3つの基本方針として、佐賀市のみどりを「守る～みどりと水辺を守ります」「創る～潤いと安らぎのある快適なみどり空間を創造します」

「行動する～みどりあふれるまちづくりを進める仕組みをつくりまします」を掲げ、市街化区域の緑被率を令和8年(2026)に19.1%とすることを目標とし、みどりあふれるまちづくりに取り組んでいる。

その中で具体的方針として、名木古木や鎮守の森などの歴史ある樹木・樹林地などを保全し、次世代に継承していくことや、景観が良くなったと実感できる市街地の良好な都市環境を創るため「みどり重点地区」の指定を行い、重点的に緑化の推進を図るとともに、「みどりの質」を上げることとしている。

#### ■佐賀市の「みどりの質」

- ・未来に引き継ぐ豊かなみどり
- ・市民に活用されるみどり
- ・安全と安心を支えるみどり
- ・景観を彩るみどり
- ・市民・事業者・行政の協働による「みどりあふれるまちづくり」



「佐賀市みどりの基本計画」 みどりの将来像

## (5) 佐賀農業振興地域整備計画

【平成22年(2010)2月策定、平成31年(2019)3月見直し】

平成17年(2005)、平成19年(2007)の2度の市町村合併に伴い誕生した新佐賀市において、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与するため、県から農業振興地域の指定を受け、平成22年(2010)2月に佐賀農業振興地域整備計画を策定し、平成26年(2014)4月に中間見直し、平成31年(2019)3月に全体見直しを行った。



広大な佐賀平野の農地

この計画は、農業振興地域の整備に関する法律により国の農用地等の確保等に関する基本指針、県の農業振興地域整備基本方針に基づき本市の農業振興を図るために必要な事項(ハード面)について定めている。

### ■農業振興地域の整備に関する事項

- ① 農用地利用計画
- ② 農業生産基盤の整備開発計画
- ③ 農用地等の保全計画
- ④ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- ⑤ 農業近代化施設の整備計画
- ⑥ 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- ⑦ 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ⑧ 生活環境施設の整備計画

このうち「農用地利用計画」では、土地利用については、都市としての生活環境と農村としての生産環境を区分した整備を基本とし、農地については、優良農地の確保及び遊休地の積極的な利用を促進するほか、各種生産基盤や近代化施設の整備、生活環境施設の整備を図り、営農環境の向上と担い手農家の育成に努めるとしている。また、集落内に介在する農地及び集団性、効率性に乏しい生産性の低い小規模農地等は必要な宅地需要等にあてるなどしてバランスのある土地利用を図る、としている。

### ■農用地の保全のための活動

- ① 耕作放棄地の解消
- ② 中山間地域直接支払制度の活用
- ③ 多面的機能支払(農地維持支払・資源向上支払)の活用
- ④ 鳥獣等被害対策の推進

## (6) 第3次佐賀市文化振興基本計画

【令和3年(2021)～令和8年(2026) 令和3年(2021)3月策定】

本計画は、佐賀特有の「風土」にさらなる磨きをかけ、他のまちにない魅力を発揮していくとともに、成熟社会における成長の源泉としての感性や創造力を育み、豊かな人間性を涵養するための文化を振興させ、次世代を担う子供たちの財産として伝えるために策定するものであるとし、基本理念を「豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興」としている。

この基本理念の実現に向け、取り組みの中から早急に実施すべき優先度の高いものや取り組むべき民意の高いものとして、5つを重点事業として設定している。

主なものとして、「東名遺跡の史跡整備及び埋蔵文化財センターの整備」では、東名遺跡から出土している日本最古級の編みかごや木製品の遺物を展示するガイダンス施設と市内各地で出土した多量の貴重な遺物を保存・活用する埋蔵文化財センターの複合施設の整備推進を行うこととしている。「無形民俗文化財の記録・保存」では、浮立や田楽などの無形民俗文化財のうち、佐賀市内では12件が指定文化財になっており、これらは古くから伝承されているもので、地元住民の方々によって保存・継承されているが、近年、本来の祭りのあり方や芸能の所作などの伝承が危ぶまれていることから、これからの継承のため、正確な映像記録の作成をはじめ、さまざまな支援策を講じていくこととしている。「幕末佐賀藩の近代化産業遺産の保存と活用の推進」では、三重津海軍所跡をはじめとする幕末佐賀藩の近代化産業遺産の発掘調査・文献調査を行い、遺跡の適切な保存に努め、情報発信を行いながら、活用策を検討していくこととしている。

### ■重点事業

- ① 次世代につなぐ人材育成支援
- ② 東名遺跡の史跡整備及び埋蔵文化財センターの整備
- ③ 無形民俗文化財の記録・保存
- ④ 幕末佐賀藩の近代化産業遺産の保存と活用の推進
- ⑤ 文化施設の整備・活用



佐賀文化の振興の図

## (7) 佐賀城下再生百年構想【平成 19 年(2007) 3 月策定】

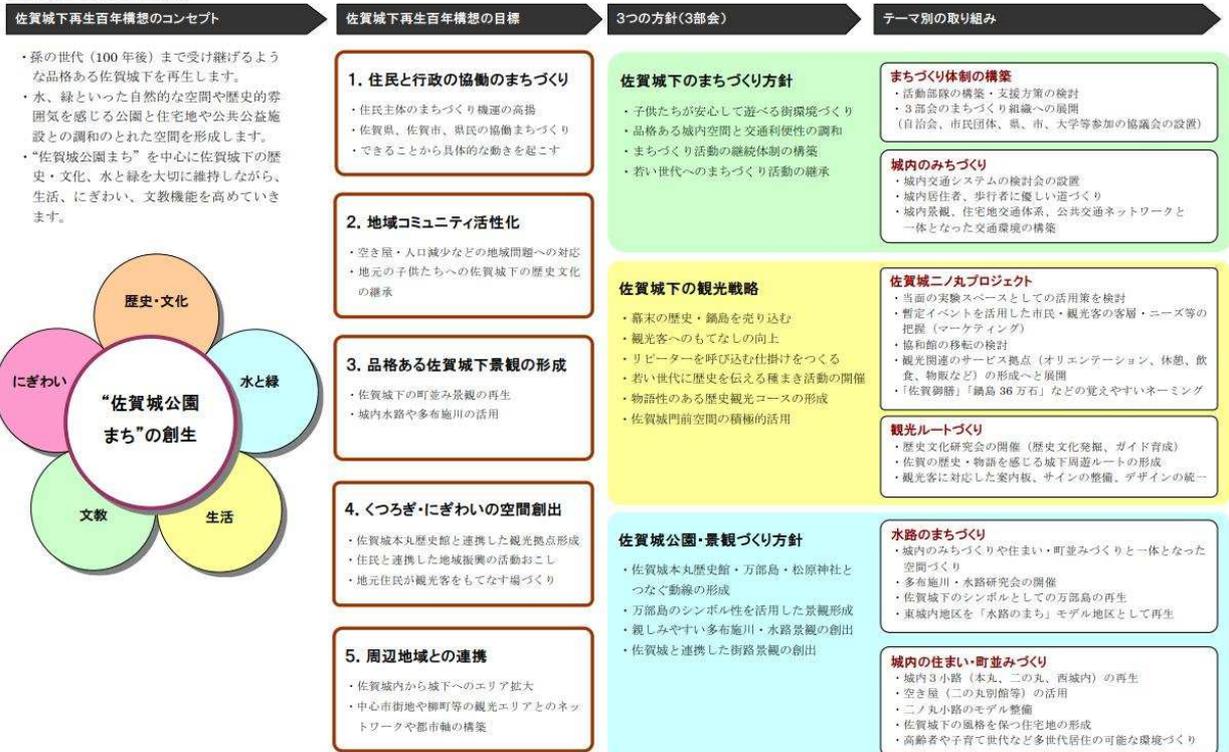
本構想は、100年後の孫の世代まで受け継げる品格ある佐賀城下再生を実現するために、平成3年度(1991)に策定された「佐賀城公園まち構想」における、歴史と文化の森“佐賀城公園まち”という基本コンセプトを継承しつつ、緑といった自然的な空間と、歴史的雰囲気を感じる公園、住宅地や公共施設との調和を図りながら、“佐賀城公園まち”を中心に佐賀城下の歴史・文化、水と緑、生活、にぎわい、文教機能を高めていくと基本コンセプトに掲げている。

本構想では、佐賀城下に存在する資源で、100年後まで残すべきもの・景観について整理を行い、佐賀城下を形成する、城堀・多布施川・水路などの水辺空間、松原神社などの歴史的建造物、クスノキに代表される樹木群の3つの要素の継承が必要としている。

### ■ 構想の5つの目標

- ① 住民と行政の協働のまちづくり
- ② 地域コミュニティ活性化
- ③ 品格ある佐賀城下景観の形成
- ④ くつろぎ・にぎわいの空間創出
- ⑤ 周辺地域との連携

#### 佐賀城下再生百年構想



### 3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の総合計画や維持向上すべき歴史的風致における取り組み状況及び課題を踏まえ、今後、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、次のとおり3つの基本方針を示す。

- ア 歴史的風致を構成する歴史的建造物の保存と活用の推進
- イ 歴史資産等の周遊環境の整備促進
- ウ 地域固有の歴史文化の継承と市民の理解促進

#### 基本方針と実現のための方策

##### ア 歴史的風致を構成する歴史的建造物の保存と活用の推進

歴史的風致を構成する建造物のうち、すでに文化財として保護の措置がとられているものについては、必要に応じて保存修理を実施し、保存・活用の充実や強化に努める。その他の歴史的建造物については、必要な調査を行ったうえで、指定にふさわしいものについては「歴史的風致形成建造物」として指定し、修理などへの支援を講じ滅失を防ぐ。また、調査により文化財としての価値が確認でき、条件が整ったものについては、文化財としての指定を進める。

さらに、歴史や伝統を反映した人々の活動の場となっている歴史的な建造物についても、必要に応じて保存修理を進め、建造物の活用と人々の活動とが結びついていくように支援していく。

こうした歴史的建造物の修理・修景の際には、地域性やそれぞれの建造物が有する歴史的な趣に配慮して、統一感のあるまちなみの形成につなげる。

特に、歴史的建造物が多く残る柳町については、歴史的建造物の積極的な保存・活用を推進し、統一感のあるまちなみの形成を図るとともに、歴史的建造物を活かした交流とにぎわいづくりに引き続き取り組む。

さらに、市民や観光客にとって、徴古館を訪れやすい場所とするため、徴古館の位置する松原公園の整備を引き続き進める。

なお、歴史的建造物や歴史的まちなみを保存するためには、所有者だけでなく、市民の理解が重要であることから、佐賀市歴史民俗館、大隈重信記念館、佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館や徴古館などを活用した啓発活動を推進していく。



歴史的建造物(旧森永家住宅)の活用状況  
鍋島緞通の制作工房として活用

## イ 歴史資産等の周遊環境の整備促進

佐賀城下をはじめ、市内には、国・県・市の指定文化財、史跡、登録文化財や、未指定であるが歴史的な価値を有する建造物、藩政時代から引き継がれる町割の名残といえる町名や小路名など、歴史的な趣が感じられる資産が点在している。

市民や来訪者に本市の歴史を感じとってもらい、さらに理解を深めてもらうため、第1期計画で実施した統一感のあるデザインによる歴史資産等の案内・説明看板などの設置や、景観に配慮した防護柵等の改修を引き続き行う。

また、これらの歴史資産をわかりやすく快適に周遊するための道路整備や、周遊ルート上から臨むことができる水路・護岸の整備、緑化の推進などにも引き続き取り組んでいく。



案内板  
(会所小路)

## ウ 地域固有の歴史文化の継承と市民の理解促進

歴史的風致の維持及び向上を図るうえで欠かすことのできない伝統文化については、その実態を的確に把握しつつ、継承活動などへの支援を行うとともに、条件が整ったものについては文化財としての指定を進める。

また、有形・無形を問わず、文化財についての市民の理解が進むよう、市民への啓発活動を引き続き行うとともに、指定文化財の適切な管理に資するための台帳整備などに取り組む。

幕末佐賀藩の先進性や近代化への取組を伝える貴重な歴史資産である近代化産業遺産(築地反射炉跡、精煉方跡、多布施反射炉跡、三重津海軍所跡)については、引き続き文献調査や発掘調査を進め、全容の解明に努めていく必要がある。同時に、市民や来訪者にこれらの遺産に対する理解を深めてもらい、重要性をさらに浸透させ、次の世代へと引き継いでいくために、令和3年9月に開館した「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」などを活用し、積極的な啓発活動に取り組んでいく。



佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館（内部）

さらには、福岡県大牟田市から佐賀県鹿島市に至る地域高規格道路「有明海沿岸道路」の整備により、三重津海軍所跡と、同じ「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である宮原坑みやのほらこう、三池港(大牟田市)や万田坑(熊本県荒尾市)とが従来の約半分の移動時間で結ばれることを受け、関係自治体と連携して各構成資産を周遊できる取組を進めていく。

#### 4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の第2期計画の策定にあたっては、市の施策の方向性を認識したうえで、文化財行政と各事業を実施する部署との連携及び調整が重要である。このため、令和2年度から企画調整部内に「歴史・世界遺産課」を置き、第2期計画の策定と事業の進捗を図ってきた。令和4年度からは「歴史・文化課」を新たに設置するとともに、教育委員会にあった「文化振興課」を市長部局に移し「文化財課」とし、いずれも地域振興部に置いた。

本市の組織では、各部に副部長が兼務する政策調整監を置くことにより、部をまたがる施策についても各部・各課との連携が図りやすい体制をとっている。

このような体制のもと、第2期計画の策定とそれに必要な国等との協議を行うとともに、佐賀市歴史まちづくり協議会(法定協議会)や市民意見の反映、事業実施と進捗管理を進めながら、必要に応じて本計画の変更を行うこととする。



佐賀市歴史まちづくり協議会

#### 計画推進体制

